

「日本版ビッグバン」への取り組み

「日本版ビッグバン」とは

平成8年11月に発表された「わが国金融システムの改革～2001年東京市場の再生に向けて～」（いわゆる「日本版ビッグバン」構想）は日本の金融市場をニューヨーク・ロンドンなみの金融市場として再生させるという目標に向けて、市場全体の構造改革をなし遂げ、東京市場の活性化を図ろうとするものです。

この構想では、目標実現のための課題として、①市場の改革と②不良債権処理の二つが掲げられ、このうち市場の改革については、FREE（市場原理が働く自由な市場に）、FAIR（透明で信頼できる市場に）、GLOBAL（国際的で時代を先取りする市場に）の3原則に基づいて取り組むことが明示されました。

「日本版ビッグバン」の進捗状況

「日本版ビッグバン」構想に基づいて市場の改革を実現するためには、これまで金融市場の活性化を妨げてきたさまざまな規制を緩和・撤廃する必要があります。本年4月には「外国為替及び外国貿易法」が施行され、続いて「金融システム改革法（金融関連の法律である銀行法、証券取引法、保険業法などを一括して改正する法律）」が成立しました。これらの法律改正により、規制の緩和・撤廃は大きく前進することになりました。

この後、平成11年（1999年）下期には、銀行の証券子会社、信託子会社の業務範囲に関する規制の撤廃などが予定されており、さらに平成13年（2001年）をめどに銀行による保険販売などの問題が解決されると、「日本版ビッグバン」に関連する規制緩和は完結することになります（「日本版ビッグバン」に関連する規制緩和の主要項目とスケジュールはP.7の図表ご参照）。

正式名称は「金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律」。

「日本版ビッグバン」の意義

それでは「日本版ビッグバン」構想の実現によって日本の金融市場がどう変わり、それによって利用者にとってどのようなメリットをもたらすのかを先ほどご紹介した改革の3原則に沿って整理してみます。

（1）FREE（参入・商品・価格等の自由化）

従来、金融商品およびサービスの提供については、各業態ごとにその取り扱いが制限されていましたが、この制限の緩和により、一つの金融機関で利用者の多様なニーズに幅広く応えられる環境が整いつつあります。また、金融機関が相互に新たな業務に参入することはもとより、金融以外の業界や欧米の金融機関などが市場に幅広く参入し、熾烈な金融大競争時代が始まっています。このように、金融市場における競争が激化し、金融商品、サービスの選択肢が増えるなかで、利用者にとっては、より利便性が高く、質の高いサービスを、しかも安く手に入れる機会が生まれてきます。

（2）FAIR（ルールの明確化・透明化、投資家保護）

金融機関には利用者に対する適時適切なディスクロージャー（情報の公開・提供）と金融取引に関するルールの遵守がこれまで以上に厳格に求められ、利用者にとっては、金融機関の経営情報がより幅広く、より容易に入手でき、また公正で明確なルールに基づく金融サービスを受けられることとなります。

（3）GLOBAL（グローバル化に対応した法制度、会計制度、監督体制の整備）

経済活動のボーダーレス化の進展により、金融取引も国際化しています。先行する欧米の制度との整合性を踏まえた法制度・会計制度の国際標準化が図られることで、利用者にとってはグローバルな取引にも十分対応が可能な効率的市場が実現することになります。

「日本版ビッグバン」に関連する規制緩和の主要項目とスケジュール

■ : 法律等の実施に係る当初のスケジュール(一部実施済み)
▶ : 法律面等の継続的な検討が予定されている期間

	1997年度	1998年度	1999年度	2000年度	2001年度
I .FREE(市場原理が働く自由な市場に) ~ 参入・商品・価格等の自由化 ~					
1. 業態別子会社の業務範囲の見直し					
(1) 銀行等の証券子会社、信託子会社に係る業務制限の撤廃	■				
(2) 保険業務と銀行業務等その他の金融業務との相互参入の実現		■	■	■	■
2. 外国為替及び外国貿易管理法の改正		■	(98年4月 実施済み)		
3. 投資信託(投信)の整備					
(1) 証券総合口座の解禁	■	(97年10月 実施済み)			
(2) 会社型投信の導入		■	(98年12月 実施予定)		
(3) 私募投信の導入		■	(98年12月 実施予定)		
(4) 銀行の店舗貸しによる投信の販売	■	(97年12月 実施済み)			
(5) 銀行等の本体による投信の販売		■	(98年12月 実施予定)		
4. 普通銀行による普通社債の発行	■	■	■		
5. 銀行等による保険商品の販売					■
6. 株式売買委託手数料の自由化		■	■		
7. 有価証券店頭デリバティブの全面解禁	■		(98年12月 実施予定)		
8. ノンバンクの資金調達多様化	■		(98年12月 実施予定)		
9. 算定会料率の遵守義務の廃止			(98年7月 実施済み)		
10. 金融持株会社制度の解禁			(98年3月 実施済み)		
II .FAIR(透明で信頼できる市場に) ~ ルールの明確化・透明化、投資家保護 ~					
1. 銀行等に対する早期正措置の導入	■	(98年4月 実施済み)			
2. 金融サービス法▶▶▶▶▶
3. ディスクロージャーの充実	■	■▶▶▶
III .GLOBAL(国際的で時代を先取りする市場に) ~ グローバル化に対応した法制度、会計制度、監督体制の整備 ~					
1. 証券税制の見直し		■	■▶	
2. 会計制度の整備	■	■▶▶	
3. 新金融行政体制への移行		■	(98年6月 金融監督庁設立)		

火災保険、自動車保険等の料率につき、損害保険料率算出団体(算定会)が算定する料率の使用義務を廃止(=損害保険料の自由化)
 (資料)金融制度調査会、証券取引審議会、保険審議会の答申および報告書より抜粋。

当行の対応

このような環境の変化を、当行はお客様の金融ニーズにより的確に伝えていく機会と受けとめ、お客様の信用・信頼に応えることに全力をあげて、このチャンスを活かしたいと考えています。すなわち、常にお客様の立場に立ち、個々のお客様に何が必要なのかを的確に把握し、当行の得意分野や特徴を活かして、その要請に応えられる

商品・サービス・情報を迅速かつ適切な価格で提供していくことを当行のビッグバン対応の原点としています。

当行は来年4月から「新世紀の第1次経営計画」をスタートさせますが、この第1次経営計画は、当行の「日本版ビッグバン」対応の原点に立って具体的な施策を展開しようとするものです(新世紀の第1次経営計画の概要については、P.8ご参照)。